ふるさと信濃町応援寄附金推進事業
返礼品協力事業者募集要領

第１条　目的

この要領は、寄附者が「ふるさと納税」を契機として信濃町の魅力に触れ、町を応援したくなるような返礼品を提供することにより、シティプロモーションに寄与するため、寄付者への返礼品の提供を通じて本事業に協力する事業者（以下「協力事業者」という。）及び提供する品、サービスの募集その他の手続きに関して必要な事項を定める。

第２条　応募者の要件

返礼品の提案に応募する者（以下「応募者」という。）は、次のすべての要件を満たすものとする。

（１）事業者等

次に掲げるいずれかの要件を満たす者であること。

１）信濃町内で生産されたものを原材料として製造し、又は加工している品物を取り扱う法人・団体又は個人事業主（前項に該当するものを除く。）

２）信濃町内で役務（サービス）の提供を行っている事業者

（２）インターネット接続

返礼品の受発注及び納品の管理等のため、電話、電子メール等の通信手段及びインターネットに接続できるパソコン等を有し、文書作成、表計算操作、PDF ファイルの閲覧、ファイルの保存、電子メールの送受信、ファイル添付、ブラウザ閲覧等の操作ができること。

（３）ふるさと納税ポータルサイト

返礼品として選定された場合、町が利用している「ふるさと納税ポータルサイト」に掲載することが可能であること。ただし、ふるさと納税ポータルサイトの取扱基準により、特定のポータルサイトに限定して公開する必要があるものは除く。

（４）サンプル等の提供

返礼品として選定された場合、サンプル用又は撮影用の品（食品及び瓶詰されたものその他、指定する品物をいう。）の提出が必要な場合にそれに係る費用、送料等の負担ができること。

（５）プロモーション等への協力

町が行うふるさと信濃町応援寄附金のプロモーションに協力すること。

（６）法令遵守等

１）町税等の滞納がないこと。ただし、本町に本社等がない場合は、本社等が所在する市区町村において課された市区町村民税に滞納がないこと。

２）信濃町暴力団排除条例（平成 23 年９月 30 日信濃町条例第 23 号）に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係者に該当していないこと。

３）各種法令等を遵守すること。

第３　返礼品の要件

１．共通事項

１）地場産品基準

平成 31 年４月１日付総務省告示第 179 号第５条第１項に規定する総務大臣が定める基準（以下、「地場産品基準」という。）のいずれか１つ以上を満たすものであること。また、この告示に関する総務省が発する文書に適合するものであること。

２）町の魅力発信

信濃町の魅力を示し、町のシティプロモーションに資するものであること。

３）安定供給

年間を通じて安定的な供給が可能であるもの。（限定品季節の品又は受注生産品は除く。）

４）消費又は賞味期限

飲食品については、出荷後５日以上の消費又は賞味期限が保証されるもの。

５）配送基準

配送業者が定める配送基準を満たすもの。

６）情報提供

ア　町が求める場合に提供価格の妥当性を示す資料等､必要な情報を提供することができること。

イ　返礼品に関する情報（返礼品として提供されている品の名称、説明文、画像データ、取扱事業者名等）を本町に対して提供可能であること。

７）サンプル等

本町が求める場合に、無償で返礼品等のサンプル又は見本を提供できること。

８）著作権等

キャラクター等を使用する場合等、取扱事業者以外の第三者が著作権等の権利を有する場合には、権利者の許諾を得ていること。

９）その他

ア　科学的根拠のない効果、効能をうたうものでないこと。

イ　公序良俗に反しないものであること。

ウ　異なる提案者から、提案内容が同一又は同等と認められるものの提案があった場合、製造元又はサービス提供主体の提案を優先するなどの調整を行う場合がある。なお、いずれも主体による提案でない場合には、基本として提案価格の低い商品を優先する。

２．役務（サービス）について

（１）信濃町内で提供される役務（サービス）

町内において提供される、次のいずれかの種類に属する役務（サービス）であること。なお、複数種類を組み合わせて提供する役務（サービス）であって、旅行業の登録が必要となる役務（サービス）を返礼品として応募する場合は、当該役務（サービス）の提供にあたり必要な旅行業の登録を認められるている者であること。

ア　宿泊（町内施設における宿泊）

イ　観光（町内スポットへの観光　例：タクシーで巡るツアー　等）

ウ　体験（信濃町の魅力を伝える体験　例：町内ウォーキング・ツアー　等）

エ　食事（信濃町ならではの要素のある食事プラン　等）

オ　その他（信濃町のシティプロモーションに資するサービス　等）

（２）地場産品基準

地場産品基準や総務省の発する文書の考え方に適合する役務（サービス）であること。具体的には、次のいずれかの点を満たしているものであること。

ア　原則、町内において提供される役務（サービス）であること。

イ　役務（サービス）の主要な部分が相当程度信濃町に関連性があること。

（３）利用券の発行

ア　役務（サービス）の提供にあたっては、原則、当該役務（サービス）に係る「利用券」を発行し寄付者へ送付すること。また、原則として、発行から１年以内の有効期限を有するものであること。利用券には、記名又は通し番号を付記する等、転売の防止措置を施すこと。

イ　返礼品として採用後、利用券等の見本を町に提出すること。

（４）関連事業者の同意

役務（サービス）の提供にあたり、応募者以外に関連する事業者等がある場合は、当該事業者等に、本町のふるさと納税返礼品として提供することについて、あらかじめ同意を得ていること。

（５）その他

ア　特定の宗教・宗派、思想・信条等にかかわるものでないこと。専ら一般的な観光目的のものを除く。

イ　本事業の目的を達成するためにふさわしい役務（サービス）内容等であること。

第４　提案

１．提案上限

（１）１事業者あたりの返礼品登録上限数は 20 品とする。

２．その他

（１）同一の規格であって、材質若しくは色違いのもの又は詰め合わせの品（セット品）については、１品と算定する。

（２）新たに提案の手続きを行う場合は、当該返礼品が登録された日の翌日から起算して、60 日以上の間隔を空けなければならない。

第５　返礼品の金額設定

１．金額設定の基準

返礼品の金額設定については、提供する品の本体価格、梱包費等必要な経費と及び消費税を加えるものとする。

２．寄附金額の決定

寄附金額は、総務省の基準に基づき、原則として前項で前提した金額に３分の 10 をかけた額（千円未満切り上げ）を上限として、町が決定する。

第６　提案の手続き

１．提出書類

応募者は、ながの電子申請による申請、又は次に掲げる書類（以下「提案書等」という。）を提出しなければならない。

（１）ふるさと信濃町応援寄附金返礼品登録申請書（様式第１号）

提案品１点につき、１部提出すること。

（２）提案品等の写真

写真はデータで提出すること。なお、提出のあった写真は審査に使用するほか、返礼品として登録された場合は、ふるさと納税ポータルサイト等で使用するため、品物等の持つ魅力が伝わるものとすること。

ア　物品等

（ア）提案品の写真。飲食品の場合は、品物自体の写真及びパッケージ写真１枚以上

（イ）箱詰め状態の写真（寄付者が受け取る状態のもの）

（ウ）使用イメージ、飲食品の場合は盛り付け例（任意提出）

（エ）事業者の写真又は生産地の写真（１枚以上）

イ　役務（サービス）等

（ア）提案品（サービス提供時）の内容がわたる写真

（イ）事業者の写真又は役務提供場所の写真（１枚以上）

（３）納税証明書

町民税等の滞納がないこと。ただし、新規設立法人であって、企画提案書の提出日現在、最初の事業年度に係る法人市区町村民税の納付実績がない場合は、翌年度、課税分のものを後日提出すること。

（4）食品衛生法に基づく営業許可書の写し

飲食品の提供又は役務（サービス）の中で飲食物を提供する場合、対応する営業許可を証明する書類の写しを提出すること。なお、営業許可の内容・手続き等の詳細については、応募者が管轄の保健所に確認すること。

２．提出方法

原則として、町が指定するながの電子申請において提出すること。なお、返礼品の画像や営業許可書の写しについてファイル容量等の理由で送信または町が受信できなかった場合は、原則、メールにて送信すること。

３．提出先

（1）ながの電子申請

https://apply.e-tumo.jp/town-shinano-nagano-u/offer/offerList_detail?tempSeq=41611

４．応募に要する費用

本提案に係る書類等の作成及び提出に要する費用は、全て応募者の負担とする。

５．応募書類等の取扱い

提出された書類は、選定の結果に関わらず返還しない。

第７　質疑応答等

返礼品の提案に関する質問は、電子メールにより行う。

宛先　kikaku@town.shinano.lg.jp

第８　失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

１．要件不適合

（1）第２及び第３に定める要件を満たしていない場合

（2）この要綱で示された提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しないものの提出があった場合

２．虚偽記載

提出書類等に虚偽の記載があった場合

３．不誠実な行為

選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

第９　審査方法

１．書面審査

提出された申請書等及びこの要綱に定める事項に基づき、次のとおり採用予定返礼品の特定に係る可否を審査する。

２．ヒアリング等の実施

町が選定において必要と判断したときは、ヒアリング及び提案品の試食、試飲、目視等（以下「試

食等」という。）による審査（以下「ヒアリング等」という。）を行うことができる。また、ヒアリング等を実施する場合は、対象となる応募者に対しては、ヒアリング等の日時、場所及び実施方法等について、個別に連絡する。

なお、ヒアリング等における試食等及び運搬に要する費用については、全て応募者の負担とする。

第１０　審査後の対応

１．審査結果の通知

採用する返礼品を決定したときは、すべての応募者に対し、ふるさと信濃町応援寄附金返礼品審査結果通知書（様式第２号）にて、次の事項を通知する。

（１）採用予定返礼品の名称及び応募者名

（２）審査結果

（３）採用する返礼品として決定された品等に係る応募者については、その後に予定される契約手続き等

第１１　返礼品の変更又は廃止

１．返礼品の変更又は廃止

（１）返礼品の変更又は廃止を希望する場合には、原則としてその２か月前（ただし、返礼品変更又は廃止が、寄附者に対してサービス等を提供するために必要な機材その他故障・滅失等のやむを得ない事由による場合を除く。）までに、「ふるさと信濃町応援寄附金返礼品内容変更承認申請書（様式第３号）」又は「ふるさと信濃町応援寄附金返礼品登録廃止届出書（様式第６号）」を提出しなければならない。

（２）変更（廃止）通知

ア　町は内容を審査の上、問題がなければ、当該返礼品を変更又は廃止するものとし、ふるさと信濃町応援寄附金返礼品内容変更承認通知書（様式第４号）により、返礼品登録事業者に対して通知する。なお、町が返礼品変更（廃止）決定をするまでの間に寄附者から申込みがあった場合には、町と協議の上、やむを得ない場合を除き、変更又は廃止前と同一の返礼品を寄附者に対して送付する。

イ　当該返礼品の提供が不可能となった場合については、町と協議の上、同等の価値を持つ代替品を事業者の責任で提供する。

（３）廃止

ア　次に掲げる場合は、町は何らかの通知等をすることなく、当該返礼品登録事業者の提供する返礼品を廃止できる。

（ア）返礼品登録事業者が、第２で定める応募条件を満たさなくなった場合

（イ）返礼品登録事業者の提供する返礼品が、第３に定める返礼品の条件を満たさなくなった場合

（ウ）返礼品登録事業者の行為により、町のイメージ等を損なう事態を生じさせた場合

イ　上記（ア）～（ウ）に係る事実が判明次第、速やかに町に報告しなければならない。また、代替品の提供その他必要な対応について町と返礼品登録事業者で協議する。

（４）返礼品の見直し

ア　寄附申込み状況等を踏まえ、町と返礼品登録事業者での協議の上、返礼品の内容について見直しをすることができる。

イ　町長は、地方税法等の改正又は地場産品基準等の見直しにより、「返礼品等」の要件等が変更された場合には、協議を経ずに返礼品の見直しをすることができる。

ウ　本要項の施行日又は返礼品を公開した日の属する年度の翌年の４月１日から起算して３年間、ア・イに規定する返礼品の見直しをせずに、返礼品の受注がなかった場合は、町は当該返礼品の公開を中止又は返礼品の廃止をすることができる。

第１２　返礼品の配送方法

１．配送方法

配送方法は、原則として町が契約する事業者が利用する配送事業者による集荷とする。送料については、実際に要した額とし、これを町が負担する。但し、返礼品の不備、不良等により再配送が必要となった場合については、この限りではない。

２．受付の一時停止

寄附の確定から返礼品の発送までの期間が３か月以上要することとなった場合（限定品、季節の品又は定期配送便など、事前に寄附者に明示しているものを除く。）は、協議の上、受付を一時停止することができる。

３．返礼品の発送等

（１）返礼品登録事業者は、依頼があった返礼品を寄附者が指定する住所へ送付する。

（２）返礼品登録事業者は、集荷依頼後原則として１か月以内に返礼品を発送すること。

（３）返戻品は、町が求める場合は、町が指定するパンフレット等を同封しなければならない。

（４）返礼品は、返礼品発送時に限り、寄附者からの求めがない場合であっても、自らの事業等に係るパンフレット等を同封することができる。

（５）返礼品登録事業者は、紛失その他寄附者の都合により返礼品の再発送を求められたとしても、送達記録等により返礼品が寄附者あてに届いていることが確認できる限り、再発送には応じないこと。

（６）万が一再発送に応じた場合においても、これに係る費用は返礼品登録事業者が負担すること。

第１３　個人情報の取扱について

１．個人情報の取扱いについて

（１）返礼品登録事業者は、この事業に係る業務を処理するにあたり、信濃町個人情報保護条例及び関係法令等を遵守するとともに、個人の権利及び利益を侵害することのないよう最大限努めなければならない。

（２）返礼品登録事業者は、この事業に係る業務を処理するために町等から提供される寄附者に係る個人情報（個人情報が記載された資料を含む。以下同じ。）を、返礼品の送付目的以外に利用してはならない。ただし、返礼品以外の商品申込等により、返礼品登録事業者が寄附者から直接入手した個人情報を除く。

第１４　その他

１．問合せ対応

（１）返礼品の詳細や役務（サービス）の予約等に係る寄附者（町への寄附を検討している方を含む）からの問合せについては、返礼品登録事業者が対応すること。

（２）天災、荒天、疾病の流行等、責に帰すことの出来ない理由から、返礼品登録事業者が物品を提供できない場合については、代替品の提供等の措置を本町と協議の上で対応すること。

（３）返礼品の提供に伴う事故又はトラブル等は、すべて返礼品登録事業者の責任において対応する。必要に応じて、損害保険等へ加入すること。

（４）返礼品に関して寄附者から苦情等があった場合には、返礼品登録事業者は真摯に対応し、解決に努めるとともに、苦情等の内容について速やかに町に報告する。

第１５　お問い合わせ先

信濃町役場総務課　まちづくり企画係

ふるさと納税担当

電話　026-255-1007

mail　kikaku@town.shinano.lg.jp